別紙様式第七　（平10蔵令28・全改、平12蔵令69・平14財令12・平15財令14・平15財令81・平22財令6・令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替に関する省令
主務官庁：財　務　省

証券の発行又は募集許可申請書

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者：
氏名又は名称及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居住者（該当分に○）
国　　籍＿＿＿＿　非居住者

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者
職業又は業種＿＿＿＿　電　話＿＿＿＿

下記のとおり申請します。

1　許可を受ける義務が課された法律上の根拠（該当する条項すべてに○）		外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第21条第１項
		同　法　第21条第２項
		同　法　第22条第１項
2　発行又は募集の内容及び時期	(1) 発行又は募集する証券 イ　種　類	
	ロ　数　量	
	ハ　額面金額及び総額	
	(2) 引受契約又は買取契約締結の時期及び場所	
	(3) 発行又は募集の時期及び場所	
	(4) 上場の有無及び上場する場所	
	(5) 発行又は募集の方法	
	(6) 発行又は募集の条件 イ　利率等	
	ロ　果実の支払方法	
	ハ　元本の償還方法	
	ニ　そ の 他	
3　発行又は募集の関係者の氏名（又は名称）、住所（又は所在地）及び職業（又は業種）	(1) 引受人又は買取人	
	(2) 財務代理人（又は受託者）及び支払代理人	
4　発行又は募集をしようとする理由		
5　そ の 他 の 事 項	(1) 担保又は保証	(3) その他
	(2) 準拠法及び裁判管轄権	

上記申請は、

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿

許可年月日	
許可番号	
許可の有効期間	

（日本産業規格Ａ４）

（裏面）
（記入要領）

1　本申請書において証券とは、外国為替及び外国貿易法第６条第１項第11号に規定する証券をいう。

2　非居住者の本申請について代理人がいる場合には、申請者の欄の下に、その代理人の氏名（又は名称）、住所（又は所在地）、職業（又は業種）及び担当者の氏名（電話番号）についても記入すること。

3　「１　許可を受ける義務が課された法律上の根拠」欄には、許可を受ける義務が課された証券の発行又は募集の根拠規定として該当する条項に○印を付すこと。

なお、二以上の規定に基づき許可を受ける義務が課された証券の発行又は募集について許可の申請を行う場合には、該当する条項すべてに○印を付すこと。

4　「２　発行又は募集の内容及び時期」欄中「(1)　発行又は募集する証券」欄の「イ　種類」欄には、普通株式、優先株式、普通社債、劣後債、転換社債、新株引受権付社債、新株予約権付社債等の証券の種類のほか、商品性（固定利付債、変動利付債、二重通貨建債等）についても記入すること。

5　「２　発行又は募集の内容及び時期」欄中「(6)　発行又は募集の条件」欄の「イ　利率等」欄には、利率、発行価格、応募者利回り、償還価格、利子の支払時期を記入し、二重通貨建債の場合には、償還時の通貨及び為替相場を記入すること。

また、「ハ　元本の償還方法」欄には、元本の償還方法を記入するとともに、当該証券の最終償還時期（年限を内書すること）についても記入し、当該証券に期限前償還条項が付されている場合は、当該償還条件（期限前償還の時期、償還価格等）についても記入すること。

「ニ　その他」欄には、転換社債、新株引受権付社債又は新株予約権付社債等の場合には、その転換等の条件（転換又は行使期限、為替相場、転換又は行使価格等）について記入すること。

6　「４　発行又は募集をしようとする理由」欄には、資金使途についても記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。

7　格付けを取得している場合には、その取得をしている格付けを、また、外国為替及び外国貿易法第22条第１項の規定に基づき許可を受ける義務が課された証券の発行又は募集に係る許可の申請を行う場合には、当該証券の発行又は募集を指定した通知の番号及び通知年月日を「５　その他の事項」欄中「(3)　その他」欄に記入すること。

8　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

9　本申請書は、日本語により作成すること。

銀行等又は資金移動業者の記入欄

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認欄